

## 新型コロナウイルス感染者の個人情報の提供を求める文書の撤回を求める

警察庁長官 松本 光弘 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

警察庁は、6月15日、厚生労働省に対して、「警察官が事案等で対応した個人のうち、新型コロナウイルス感染症の感染の疑いのある者のPCR検査結果等に係る情報」の提供協力を文書で「依頼」しました。依頼の具体的根拠とは、新型コロナウイルス感染症対策上「トラブル防止のための警戒警備」や「混乱に乗じた犯罪防止と取り締まりの徹底」のため「感染が疑われるもののその真偽が定かではない者と警察官が接触する場面が生じ得る」ことを挙げ、「感染拡大防止と警察力維持のため」というもので、法定された捜査手続きを省いて個人のプライバシー情報を入手しようとするものです。

これを受けて厚労省は、都道府県・保健所設置市・特別区に対して、「捜査関係事項照会書の交付がない場合であっても、…本人の同意がなくとも、」求めに応じるように文書を発出しています(16日)。

これにもとづく警察庁の18日付通達では、「公益上の必要性及び緊急性について十分に検討した上、所属長の判断により実施」するとしています。

感染症にかかわる個人情報の扱いについて、感染症法は前文で「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感性症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要」としており、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている」と、過去の反省を踏まえた対応を求めています。

今回の警察庁及び厚労省の対応はこれらをきちんと踏まえた対応とは言い難いものです。個人情報保護の観点からみても、今回の警察庁や厚労省の文書からは、適切なセーフガードが設けられている旨の明記がなく、プライバシー権が侵害される恐れを拭い去れません。提供する情報についても、「PCR検査結果等」と、「等」とされているようにどこまでの情報が含まれるかという基準や申し合わせがあるわけではなく、拡大解釈される恐れがあり、その抑止策も考慮されていないことから、「捜査の都合」を理由に、警察が個人情報を自由に入手し利用する恐れがあり、到底容認できるものではありません。

現場の自治体職員などからは「警察からの情報照会は、捜査関係事項照会書を提示いただくのが原則のはず。なぜ必要な手続きを省くのか」「人権侵害でないか」などの疑問の声や「安易に情報提供して訴えられたら(感染症法73条違反の被告訴や国家賠償請求訴訟など)」という不安の声も上っています。

緊急事態宣言下で警察は、「外出自粛要請」の大義のもと、憲法で保障された移動の自由を制限する、市民への「声かけ」をおこなっており、国民に威圧感を与えました。

国民救援会は、本来あるべき捜査関係事項照会の手続きを省略してまでも、本人の同意もなく、感染者の情報を提示できるようなことはするべきではないと考え、こうした警察庁の動きや、それを後押しするような厚労省の文書発出に対して、これら文書・「通達」の即時撤回を求めるものです。

2020年7月1日

日本国民救援会

会長 望月 憲郎